

令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業に係る 第1回公募型プロポーザルの実施について

1 業務名

- ① 令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（赤城地区）
- ② 令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（神津地区）
- ③ 令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（秋畑地区）

2 趣旨

ニホンジカの生息数を適正な水準とし、農林業被害及び生態系被害を軽減するため、ニホンジカの捕獲を行う。また、豚熱（CSF）対策としての野生イノシシ捕獲強化のため、ニホンジカの捕獲とあわせてイノシシの捕獲を行う。

3 業務の内容

- ① 赤城地区：令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（赤城地区）仕様書（案）のとおり
- ② 神津地区：令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（神津地区）仕様書（案）のとおり
- ③ 秋畑地区：令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（秋畑地区）仕様書（案）のとおり

※上記は、県として求める最低限の業務内容。仕様書（案）に記載がなくても、捕獲目標を達成するために実施した方がよいものがあれば提案可能。

※本事業は国交付金を活用するため、国の要綱・要領の改正に伴い変更する可能性あり

※捕獲方法は、「わなのみ」、「銃器のみ」、「わな及び銃器」の中から選択して提案可能

4 予算額

- ① 赤城地区 : 25,408千円
- ② 神津地区 : 13,324千円
- ③ 秋畑地区 : 7,492千円

※令和6年度群馬県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合、国交付金が要望どおりに交付決定されなかった場合は変更の可能性あり

5 契約期間

契約日から令和7年3月18日まで

6 参加資格

以下の全ての要件を満たしていること。

- ・仕様書の対象獣種及び捕獲方法について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定による認定を受けている者
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でない者

- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者
- ・下記9により参加申し込みをした者

7 スケジュール

- (1) 質問受付期限 2月26日（月）午後5時必着 ※詳細は下記8のとおり
- (2) 質問回答 2月29日（木）予定
- (3) 参加申し込み 3月5日（火）午後5時必着 ※詳細は下記9のとおり
- (4) 企画提案書提出 3月11日（月）午後5時必着 ※詳細は下記10のとおり
- (5) 審査結果通知 3月27日（水）予定 ※詳細は下記11のとおり

8 質問及び回答

- (1) 質問様式
質問書（様式1）
- (2) 受付期限
令和6年2月26日（月）午後5時必着
- (3) 提出方法
E-mail又はFAXによる
- (4) 質問に対する回答
令和6年2月29日（木）（予定）に電子メール等の文書にて回答し、参加者全体に係るものについては、ホームページ上に掲載する。

9 参加申し込み

- (1) 提出書類
 - ・参加申込書（様式2）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定による認定を受けていることを証する書類の写し
- (2) 提出期限
令和6年3月5日（火）午後5時必着
- (3) 提出方法
持参又は郵送による
- (4) その他注意事項
提出期限までに参加申込書の提出がなかった場合は、企画提案書の提出は受け付けないものとする。

10 企画提案書提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式3）
 - イ 誓約書（様式4）（注1）

ウ 課税（免税）事業者届出書（様式5）（注1）

エ 法人登記簿謄本（注2）（3ヶ月以内に発行されたもの）

オ その他参考となる書類

※（注1）印のついた書類については、期限が有効なもので、既に自然環境課に提出している場合には、そのことを申告することにより、省略することも可能とする。

※（注2）印の付いた書類については、「令和4・5年度物品・役務競争入札参加資格者名簿」搭載者は提出不要。

（2）提出部数

正本1部及び電子データ

（3）提出期限

令和6年3月11日（月）午後5時必着

（4）提出方法

正本：持参又は郵送による

電子データ：「17 問合せ・提出先」に記載のメールアドレスあて電子メールにて提出

（5）その他注意事項

- ・参加申込書提出後、提出期限までに企画提案書の提出がなかった場合は失格とすること。
- ・提出された書類については、ヒアリング等を行う場合があること。
- ・提出後に辞退をする場合には、速やかに連絡の上、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。

1.1 審査

（1）審査

審査委員会にて、別紙審査基準に基づき、提出書類を総合的に審査し、優先交渉者を決定する。

（2）審査結果

企画提案書提出者へは文書にて結果を通知する。

優先交渉者については県ホームページにて公表する。

（令和6年3月27日（水）予定）

1.2 契約

- ・企画提案書の内容がそのまま契約内容となるものではなく、県が優先交渉者と交渉し、契約内容及び委託金額を決定する。
- ・優先交渉者との交渉が不調となった場合は、次点の者と協議を行う場合がある。
- ・契約書の案は、令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務契約書（案）のとおり。

1.3 注意事項

- ・本公募は、「令和6年度群馬県一般会計予算が令和6年第1回定例県議会において原案どおりに成立すること」と、「国交付金が要望どおり交付決定されること」を前提に実施するものであるため、中止を含め事業の変更を行う場合がある。
- ・本公募に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

- ・提出された書類は、誤字脱字等を除き、提出後に内容を変更することはできない。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出された書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効とし、契約締結後の場合には、契約を無効とする場合がある。
- ・各種手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.4 様式等ダウンロード

- ・令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業第1回公募型プロポーザル実施要領
- ・質問書（様式1）
- ・参加申込書（様式2）
- ・企画提案書（様式3）
- ・誓約書（様式4）
- ・課税（免税）事業者届出書（様式5）
- ・審査基準
- ・令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務契約書（案）

1.5 仕様書

- ・令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（赤城地区）仕様書（案）
- ・令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（赤城地区）参考様式
- ・令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（神津地区）仕様書（案）
- ・令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（神津地区）参考様式
- ・令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（秋畑地区）仕様書（案）
- ・令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業（秋畑地区）参考様式

1.6 参考資料 ※R5年度データは速報値

①赤城地区

- ・捕獲個体位置図（R1～R5）
- ・捕獲個体一覧表（イノシシ、R1～5速報）
- ・捕獲個体一覧表（ニホンジカ、R1～5速報）
- ・自動撮影カメラ調査結果（イノシシ、R2～5速報）
- ・自動撮影カメラ調査結果（ニホンジカ、R1～5速報）
- ・自動撮影カメラ設置位置（R1～R5）

②神津地区

- ・捕獲個体位置図（H27～R4）
- ・捕獲個体一覧表（H27～R5速報）
- ・各種調査結果（R3～4）
- ・自動撮影カメラ調査結果（R5、R1～4との比較）

③秋畑地区

- ・捕獲個体位置図（R1～R5）
- ・捕獲個体一覧表（R1～R5）

- ・自動撮影カメラ調査結果（H30～R5）
- ・GPS 追跡装置によるシカの移動経路調査結果（R1）

1.7 問合せ・提出先

群馬県 環境森林部 自然環境課 野生動物係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

TEL：(027) 226-2874 FAX：(027) 243-7702

E-mail：kanshizen@pref.gunma.lg.jp